

受命裁判官認印

第17回弁論準備手続調書（和解）

事件の表示 令和元年（ワ）第22867号
期日 令和6年1月26日午前10時30分
場所等 東京地方裁判所民事第47部準備手続室
（ウェブ会議の方法による）
受命裁判官 小口五大
裁判所書記官 武田由紀
出頭した当事者等 原告代表者 松本敏男
原告代理人 町野 静
（以上2名、代理人事務所）
同 飯島歩
（代理人事務所）
被告代理人 真下寛之
同 川岸弘樹
被告復代理人 花井将希
（以上3名、代理人事務所）
(通話者の所在する場所の状況が手続を実施する
ために適切なものであることを確認した。)

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状、訴状訂正申立書（元・9・25付）、訴えの変更
申立書（4・7・15付）及び訂正申立書（4・7・28付）各記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 武田由紀



(別 紙)

当 事 者 目 錄

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー44階

原 告	株式会社落雷抑制システムズ
同代表者代表取締役	松 本 敏 男
同訴訟代理人弁護士	飯 島 歩
同	町 野 静

名古屋市南区赤坪町213番地の1

被 告	株式会社セイケン
同代表者代表取締役	上 野 晃
同訴訟代理人弁護士	眞 下 寛 之
同	川 岸 弘 樹
同訴訟復代理人弁理士	花 井 将 希

以 上

(別紙)

和解条項

- 1 原告及び被告は、被告が「関係者外秘（顧客配布不可）」の表示を付して被告の代理店に配布した「d i n n t e c o J a p a n／他社『L L S 社』商品比較表」と題する製品性能、認証・準拠規格、価格、サービス及びノウハウ・理論といった点で原告の製品が被告の製品と比較して劣っていることを「○」と「×」で表示した書面（本訴訟における乙第1号証。以下「本件比較表」という。）につき、書面として保有するものについてはその一切の書面を廃棄し、電磁的記録として保有するものについて被告の所有する全ての電磁的記録媒体から削除したことを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、本件比較表の表示が不適切なものであったことを認め、本件比較表の表示が不適切であること及び本件比較表が第三者に交付されたことについて謝罪し、原告はこれを受け入れる。
- 3 被告は、被告が本件比較表を配布した代理店に対し、被告が今後本件比較表を使用する意思が無いことを知らせ、当該代理店に対し、本件比較表を使用せずに廃棄すること及び電磁的記録として保有するものについては当該代理店の所有する全ての電磁的記録媒体から削除をすることを要請する。
- 4 被告は、別紙被告商品目録記載の商品（以下「被告商品」という。）について、表示目録（1）記載の各表示を使用し、または第三者をして使用させない。
- 5 被告は、別紙原告商品目録記載の商品（以下「原告商品」という。）について、表示目録（2）記載の各表示を使用し、または第三者をして使用させない。
- 6 原告及び被告は、原告商品及び被告商品について、科学的な証明がされていない仮説をもって科学的な証明がなされた事実であるかのような誤認を需要者に生じるおそれのある表示を使用し、または第三者をして使用させない。
- 7 原告及び被告は、明示または默示を問わず、今後相互に、相手方の名誉、信用を毀損し、または誹謗中傷となるような一切の言動を行わないものとする。
- 8 原告及び被告は、今後の紛争防止のために、双方の落雷抑制装置の販売活動に用いる宣伝広告の内容に疑義が生じた場合には、互いに連絡の上、協議を行うものとする。

- 9 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- 10 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

別紙

被告商品目録

ディンテコ社が製造し、または、「dinnteco」もしくは「ディンテコ」を商品名又は商標の一部とする落雷抑制型避雷装置

別紙

原告商品目録

- 1 PDCE-Magnum
- 2 PDCE-Magnum Marine
- 3 PDCE-Magnum EV
- 4 PDCE-Junior
- 5 PDCE-Junior Marine
- 6 PDCE-Junior EV
- 7 PDCE-Baby
- 8 PDCE-Baby Marine
- 9 PDCE-HT500
- 10 PDCE-HT300
- 11 PDCE スーパー316L A型
- 12 PDCE スーパー316L B型

別紙

表示目録（1）

- 1 被告商品は、雷雲内の電荷を引き寄せて中和するものであること
- 2 被告商品は、保護範囲内の電荷を24時間365日、常時ゆっくりと中和するものであること
- 3 被告商品は、保護半径100mの範囲で、上空の電荷を常に引き寄せる働きをしていること
- 4 被告商品は、JIS規格の第三者認証を受けたものであること

表示目録（2）

- 1 原告商品の性能は、被告商品の性能に劣るものであること
- 2 原告商品は、落雷があった場合に破裂する可能性があること、又は、耐久性に問題があること
- 3 原告商品は、J I Sその他の認証・準拠規格に適合せず、又は、認証を受けることができなかったものであること
- 4 原告商品には、保険ないし補償にかかるサービスがないこと
- 5 原告は、避雷装置の設計に関し、ノウハウを有さず、または、被告ないしディンテコ社との関係において設計力において劣ること
- 6 原告は、I N T. A. R. 社の開発した製品のコピー製造を行い、販売している会社であること
- 7 原告が、原告商品の保護範囲を根拠なしに計算していること
- 8 原告が、雷保護メカニズムについて誤った説明をしていること
- 9 原告による落雷保護メカニズムに関する説明は、社会的に又は建築基準法の観点から問題視されていること

これは正本である。

令和 6 年 1 月 29 日

東京地方裁判所民事第47部

裁判所書記官 武田由紀

